

課題解決に向けた 私たちの取り組みの展開

1 計画の体系

本計画は、3つの「取り組むべき方向性」と6つの「方策」、そしてそれらを効果的に進めるための連携・協働の仕組みづくりから構成しています。

取り組むべき方向性「つながり支えあう地域をつくる」と「地域の暮らしに支援を届ける」は、地域福祉を進めるための仕組みづくりであり、「地域で活動する多様な担い手を育む」は、この仕組みづくりの土台となり、仕組みを動かす人材づくりです。

基本目標を実現するために
取り組むべき方向性

方策

方策を効果的に推進
するための取り組み

1
つながり支えあう
地域をつくる
～社会的な孤立を
生まない地域を目指す～

① 孤立を生まない
地域づくり

- 地域での住民交流・ふれあい・助けあい活動の推進
- 見守り体制の充実

② 困ったときに
支えあい
助けあえる
地域づくり

- 住民同士が支えあう地域づくり
- 平常時から備える災害への取り組み
- 避難生活における福祉的な配慮

2
地域の「暮らし」に
支援を届ける
～支援を求めている人、
手助けが必要な人に
必要な支援を届ける～

③ 支援が必要な
人に適切な
支援を届ける
仕組みづくり

- 相談窓口や公的サービスなどの利用促進
- 既存の枠組みを超えた支援の仕組みづくり
- 生活困窮者の自立支援

④ 地域で安心して
暮らしを続ける
ための支援の
仕組みづくり
(権利擁護の推進)

- 判断能力が不十分な人等への支援
- 高齢者、障害者、児童、配偶者等に対する虐待相談支援

3
地域で活動する
多様な担い手を育む
～若者から高齢者まで、
身近な福祉の問題に
気付き、行動できる
人や活動主体を育む～

⑤ 地域福祉の多様な
担い手づくり

- 「地域福祉」は私たちのことという意識の醸成
- 地域に住む若者から高齢者までの多様な世代、
地域で活動する多様な主体への働きかけ
- 担い手が参加しやすい創意工夫

⑥ 地域福祉の多様な
担い手の支援

- 地域福祉活動のキーパーソンを支える仕組みづくり
- 地域福祉活動を支える社会資源づくり

3つの「取り組むべき方向性」を支える連携・協働の仕組みづくり

2 具体的な取り組みの展開

取り組むべき方向性

1 つながり支えあう地域をつくる

～社会的な孤立を生まない地域を目指す～

■方策① 孤立を生まない地域づくり

方策の概要

日頃からご近所の関係を大切にするとともに、地域住民同士のふれあい、交流を促進し、多様な担い手が連携・協働による見守り体制を構築する中で、子育て世帯から高齢者まであらゆる社会的孤立を防止する取り組みを進めます。

期待される主体別の取り組み

市民

- ・挨拶から始まる日頃のご近隣との関係を大切にしましょう。
- ・地域とのつながりがない人がいたら、どのように関わっていくことができるのかを皆で考えましょう。

地域活動団体、社会福祉法人、商店・事業所・企業・大学等

- ・住民の地域福祉活動に協力しましょう。
- ・地域で見守り、支えあうためのネットワークの一員になりましょう。

市

社会福祉協議会

- ・地域での住民交流・ふれあい・助けあいを育む活動を支援します。
- ・多様な主体による見守り活動を支援します。
- ・地域で見守り、支えあうためのネットワークづくりを推進します。

< 主な関連施策や事業等 >

- ・高齢者の孤立防止事業
- ・はいかい高齢者おかえり支援事業
- ・青少年育成市民会議（地域の世話やき活動等の実施）
- ・赤ちゃん訪問事業
- ・市営住宅ふれあい創出事業
- ・高齢者の見守り支援事業 等

< 主な関連施策や事業等 >

- ・コミュニティワーカーとしての地域支援
- ・ふれあい・いきいきサロン活動の支援
- ・ふれあい給食サービス事業の支援
- ・大規模団地等における孤立防止推進事業
- ・ふれあいネットワーク活動の支援
- ・高齢者の見守り支援事業（実施の受託）等

※ < 主な関連施策や事業等 > は、平成 27 年 3 月時点の内容です。

●地域での住民交流・ふれあい・助けあい活動の推進

問題意識

住民同士が交流を深め、ふれあいを通じた相互理解が必要

具体的な取り組み

1) 住民が主体的に福祉活動を進めていくための組織である「地域福祉推進協議会」の周知を図り、その活動を支援します。

誰もが安心して暮らせるまちを目指して、市内全小学校区に設置された地域福祉推進協議会では、学区区政協力委員、民生委員・児童委員を始めとする地域住民が主体となって、ふれあい給食や世代間交流、ふれあいネットワーク活動など地域の特徴に応じた活動を行っています。

これらの活動を広く市民に周知し、コミュニティワーク等の専門的な支援をすることで、地域での住民同士の相互理解を深め、互助的な見守りや助けあい活動の推進を図ります。

★事例 孤独感を解消し、地域の連帯感を高めるふれあい給食会

瑞穂区汐路学区では、地域福祉推進協議会の一部会である「汐路給食ボランティア友の会」が主体となり、ふれあい給食会を月2回開催しています。市内の他のふれあい給食会と

比較すると、開催頻度は高く、ひとり暮らし高齢者や障害者、地域のボランティア等が食事を介してふれあうことで、孤独感を解消し、地域の連帯感を高める取り組みとなっています。

★事例 ママさんのための防災ピクニック

北区東志賀学区福祉推進協議会では、子育て中のママさんと未就園児が避難用リュックを持って避難所へ避難するピクニック形式の避難訓練を開催しました。この行事は、ママさんの声を受け、地域福祉推進協議会メンバー、北保健所職員、ママさんが協力して実施したもので、子育て世代の防災意識を啓発する一助と

なっています。



■ 地域福祉推進協議会の周知用パンフレット等

市社協では、地域福祉推進協議会に関する説明や活動内容について、ご紹介するパンフレットを作成しています。このパンフレットは、各区の社協にて配布しています。



2) 住民同士のつながりをつくる、住民による活動を支援します。

高齢者、障害者、親子等が気軽に集まり、地域住民とともに楽しく過ごすことを通し、地域の関係づくりを進める「ふれあい・いきいきサロン」などの住民による地域福祉活動や近隣の仲間が集まり、地域活動に取り組んでいる老人クラブ、子ども会、女性会の活動を支援します。

★事例 たかはた荘元気クラブサロン

高齢者のひとり暮らし世帯と高齢者のみ世帯が全体の3分の1(100戸)を超える中川区のたかはた荘。集会場を会場に、住民ボランティアによる月1回のサロンが開催されています。自治会の協力により区社協が実施した全戸アンケートや、その後の住民座談会といったプロセスを経て、平成25年度に誕生した比較的新しいサロンです。じっくり意見を聞いて、居住者の困りごとを「見える化」した分、住民自身がサロンの必要性を理解し、主体的にサロンを運営することにつながりました。



これを基盤として、回覧板を活用した見守りや、ちょっとした困りごとへの対応に向けて検討するなど、支えあい活動の機運が高まっています。

★事例 地域に関わる様々な団体・機関の連携・協働による地域のつながりづくり

子どもの育ちを見守り、子育てを支えあう地域のつながりづくりのモデル構築を目指して、大高南学区連絡協議会と、緑区子育て支援ネットワーク連絡会に参加する区役所、区社協、児童館、民間団体などが実行委員会を結成し、子どもが屋外で自由に遊び込める場所であると同時に、子育て中のファミリーを中心として地域の住民が集い、子どもを見守りながら交流できる場所として、月1回の「プレーパーク」の開催を始めました。



けて、地域の支援者の連携を固めてきました。

また、プレーパーク以外にも学習会やワークショップなど、親世代を中心とする地域住民に向けて、地域で子育てや子育てを支える大切さを伝える取り組みを重ねて、住民の積極的な参加を引き出しています。

その後、学区民児協、地域子育て支援センター、医療生協など、学区内の団体に参加を呼び掛け、また小学校やPTAなどに協力を呼び掛

★事例 住民のつながりをつくる、区役所の取り組み

区役所が自主性・主体性を発揮できる仕組みである区長の裁量が発揮できる予算（自主的・主体的な区政運営予算）を活用し、住民のつながりをつくるための取り組みが行われています。

南区では、学区単位で主任児童委員が中心となり、住み慣れた地域の母親同士の交流を目的に子育てサロンを開催する取り組みに対し、親子体操等の講師や各子育て機関の職員を派遣するなどの支援をしています。また、子育て家庭の支援として講演会や子育てまつりなどを開催するなど、子どもの育ちを支えあうことのできる地域づくりを進めています。



守山区では、障害への正しい理解を深めるため、障害の有無にかかわらず、誰でも参加できるジョギング大会「ゆっくりでいいんだよ！みんなと一緒に走ろう会」を開催しました。会場内では、パラリンピックの正式種目である『ボッチャ』の体験

や授産製品の販売も行いました。



緑区では、老人クラブへの加入を促進するため、作品展や芸能発表会の見学、健康づくり・小物づくり・救命救急などの研修会やグラウンド・ゴルフなどのスポーツの体験など、老人クラブ未加入の方が地域の身近な老人クラブ活動に参加できる機会を設けています。

この機会をより多くの方に利用していただけるよう、チラシの組回覧、広報なごや、行政ディスプレイ等、広く広報を行っています。また、参加者には、該当地域の老人クラブが丁寧に加入に向けての案内を行っています。



3) すべての人が安心して生活できる共生型の地域づくりを進めます。

誰もが人としての個性や生き方を認めあいながら共に生きる地域社会の実現を目指します。地域に居住している期間の長短や経済的に困窮していることなどの環境の違いがあっても、地域から排除されず、誰もが当事者として共感しながら、個人のその人らしい暮らしを大切にできるように、地域交流や見守り活動等の促進を図ります。

障害者が地域で安心して生活をするためには、障害者の社会参加を制約している日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念などの社会的障壁の除去を進め、社会のバリアフリー化を推進するとともにアクセシビリティ（利用しやすさ）の向上を図ることが重要です。

「障害者と市民のつどい」などの交流イベントや地域との協働活動の機会などを通じ、すべての市民に対して障害や障害者に関する正しい理解の促進を図ります。

■ 「障害者と市民のつどい」

以下の行事を実施し、市民各層へ障害や障害者に対する正しい理解の促進を図っています。

○ふれあい広場のつどい

久屋大通公園で、障害者団体のチャリティーバザー、各種展示等を実施

○名古屋シティハンディマラソン

久屋大通公園周辺で、参加者の障害内容により種目、距離を分けて実施（種目の中には、市民との交流を目的とした障害のない方との種目もあります。）

○障害者週間記念のつどい

12月の障害者週間を記念して、映画上映や講演等を実施

認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けるためには、地域でともに暮らす多くの市民の認知症への正しい理解が必要となります。こうした理解を広めるため、認知症サポーター養成講座における指導者であるキャラバン・メイトを養成することにより、認知症サポーターの養成体制の強化を図り、認知症の人を地域で支えるつながりづくりを進めます。

■ 認知症サポーターの養成

認知症サポーターは、認知症に関する正しい知識を持ち、認知症の方や家族を温かく見守る「応援者」です。認知症サポーターを養成する講座を受講すると、その証としてオレンジリングが交付されます。なお、この認知症サポーター養成講座は、市内のいきいき支援センター等が実施しています。

4) ライフステージに見合った地域における居場所づくりを支援します。

小・中学生や、高校生、大学生、社会人といったライフステージに見合った地域活動への参加を促し、地域との関わりが希薄になりがちな世代への地域活動の参加のきっかけづくりを支援します。すでに青少年や退職後の男性の居場所づくりに関する取り組みなどが始まっています。

★事例 児童館による中高生の居場所づくり

名古屋市内の児童館では、中高生が利用しやすいよう、通常の開設時間外に定期的に中高生専用の時間を設け、児童館行事等の企画運営や中高生の自主グループへの活動機会・場所の提供などを行っています。

例えば、上飯田児童館では、中高生専用利用時間を「ナイト児童館」と称して、地域の支援者や大人との関わりの中で、主体的な自学自習ができる学習支援事業を行っています。

開けた学習環境から達成感や喜びを共有する中で、「何か手伝えることはない？」とすすんで中学生のサポート役をかってでてくれる高校生もいます。また、「ナイト児童館」に参加した中高生は、他にも児童館まつりのボランティア活動など、地域交流の場に進んで参加しています。

★事例 男性を対象にした講座の開催と居場所づくり

平成25年度に、昭和区ボランティア連絡協議会の主催で、「おやじが変われば地域が変わる！ おれのおやじ塾」と銘打った男性向けの講座を開催し、昭和区の郷土史をはじめ、おつまみ、ファッション、コーヒー雑学の4講座に、延べ96名の参加がありました。主催者の働きかけで、受講生の有志が「昭和おやじ会」を結成。ウォーキングと料理教室を中心に月1回集まって、交流を深めています。

また、昭和区のはつらつ長寿推進事業に参加している男性約30名をメンバーとする「はつらつ男性の会」は、参加者同士の交流だけでなく、スカットボール大会の運営や赤い羽根共同募金の街頭募金などのボランティアとして地域に貢献しています。

●見守り体制の充実

問題意識

地域で見守り支えあう体制の充実が必要

具体的な取り組み

1) 地域福祉推進協議会による「ふれあいネットワーク活動」の推進の取り組みを支援します。

ひとり暮らし高齢者、障害者や子育て世帯など地域で見守りが必要な人に対し、自治会(町内会など)やそれよりも狭い近隣エリアなどを圏域として、対象者を複数の地域住民等で見守る活動を支援します。

★事例 防災ずきんからはじまった日常的な見守り活動

高齢化率が、40%に近づいている天白区の高坂学区では、町内会長や組長等が中心となって、防災ずきんを高齢者宅へ配布しながら、困りごとや心配ごとの情報収集を行いました。

この活動をきっかけに、日頃からのつながりづくりの大切さを再認識し、向こう三軒両隣のスローガンのもと、ゆるやかな見守りと定期的な訪問を行う「ふれあいネットワーク活動」を展開しています。

また、地域の身近な相談拠点としての「相談窓口」をコミュニティセンターに設置し、住民による困りご



と相談の仕組みが整いました。天白区社協やいきいき支援センターといった専門機関との橋渡しの機能も発揮しています。

2) 地域における多様な見守り体制を充実させます。

地域福祉推進協議会、民生委員・児童委員、老人クラブ会員など地域の多様な主体による見守り活動を引き続き促進するとともに、各区役所に配置している高齢者福祉相談員、各いきいき支援センターの見守り支援員との連携を進めます。

また、認知症高齢者を地域で見守るための「はいかい高齢者おかえり支援事業」、児童の登校時の声かけなどを行う「地域の世話やき活動」等や地域の子育て情報の提供などを行う「赤ちゃん訪問事業」等、地域で子どもを見守る取り組みを展開し、地域の力を高めていく取り組みを進めます。

★事例 いきいき支援センターの見守り支援事業

「高齢者の見守り支援事業」では、見守り支援員が孤立しがちな高齢者に対して、福祉・介護サービス等の調整や、見守りのネットワーク構築など、一人ひとりに合わせた丁寧な支援を実施しています。また、ボランティアを養成し、支援が必要な高齢者への安否確認と不安感・孤立感の解消を図るために定期的な電話訪問(いきいきコール)を行っています。

《支援事例》

市内のある高齢者は独りで暮らしていました。外出は夜間のみ、人目を避けて生活し、騒音等で近隣住民

とのトラブルもありました。関係者からの通報で、見守り支援員が訪問して本人から話を伺うと、独居になってから周囲の視線に敏感になり、自身の将来に悲観的になっていました。

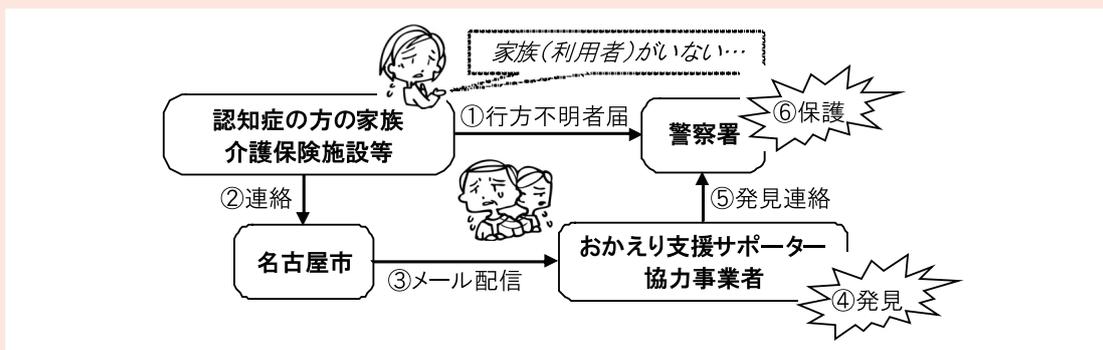
支援員はまず、週に1回のいきいきコールを開始し、他の専門職とも連携しながら、繰り返し本人宅を訪ねる中、徐々に信頼関係を築き、適切な助言等を続けたところ、初めて訪問してから約4ヶ月後には、昼間にも外出できるようになり、地域で前向きに暮らせるようになりました。

★事例 認知症高齢者を地域で見守る取り組み

徘徊のおそれがある方の情報を登録した上で、その方が行方不明となった場合に、身体的特徴や服装等の情報を「おかえり支援サポーター」等に対してメールし、早期発見する仕組みづくりを進めています。

なお、「おかえり支援サポーター」

とは、搜索協力依頼のメールを受け取った場合に、可能な範囲で搜索のための情報提供に協力いただく方々のことです。平成25年度末現在で、4,302アドレスの登録があります。登録には、okaeri@sg-m.jpまで電子メールを送信してください。



★事例 「地域の子どもは地域で守り育てる」地域の世話やき活動

地域のおじさん、おばさんとして、近所の子どもたちに関心をもち、日常的に積極的に声かけなどを行う中で、ときには励まし、ときには注意や助言をしながら、温かく見守る地域ぐるみの活動です。

緑区では、より多くの子どもたちにあいさつができるようになって

らうため、地域の大人が子どもたちに積極的に「おはよう」「こんにちは」と声かけをする活動や子どもたちの絵による「おあしす(おはよう、ありがとうございます、しつれいします、すいません)」ポスターやチラシを作成する取り組みを行っています。

★事例 ひとり暮らし高齢者や障害者を見守る救急キット

昭和区では、病気がちのひとり暮らし高齢者や障害者を対象に、専用容器である「安心ほっとカプセル」を配布しています。緊急連絡先やかかりつけ医、服薬中の薬剤等の医療情報を入れたカプセルを、救急隊に発見されやすい冷蔵庫に置き、万が一の事態に備えてもらう取り組みです。民生委員の協力により、情報更新等も行っています。

救急搬送などの緊急時のために、ひとり暮らし高齢者等を支援するためのこうした取り組みは、千種区、熱田区、守山区、名東区でも同様に行われており、北区、瑞穂区では、シールやフラットファイルを活用して取り組まれています。



3) 地域の身近な商店や企業などに対し、地域での見守り活動について理解を促し、協力者を増やします。

定期的に住民宅を訪ねたり、地域の身近な商店や企業などに対し、地域で見守り、支えあうネットワークの一員として協力してもらえよう働きかけを行い、協力者を増やします。

★事例 高齢者の見守りにかかる協力事業者登録制度

名古屋市では、平成25年3月に市内の新聞販売店と協定を結び、異変を感じた場合等に各区役所に連絡していただき、救助にも関わっています。

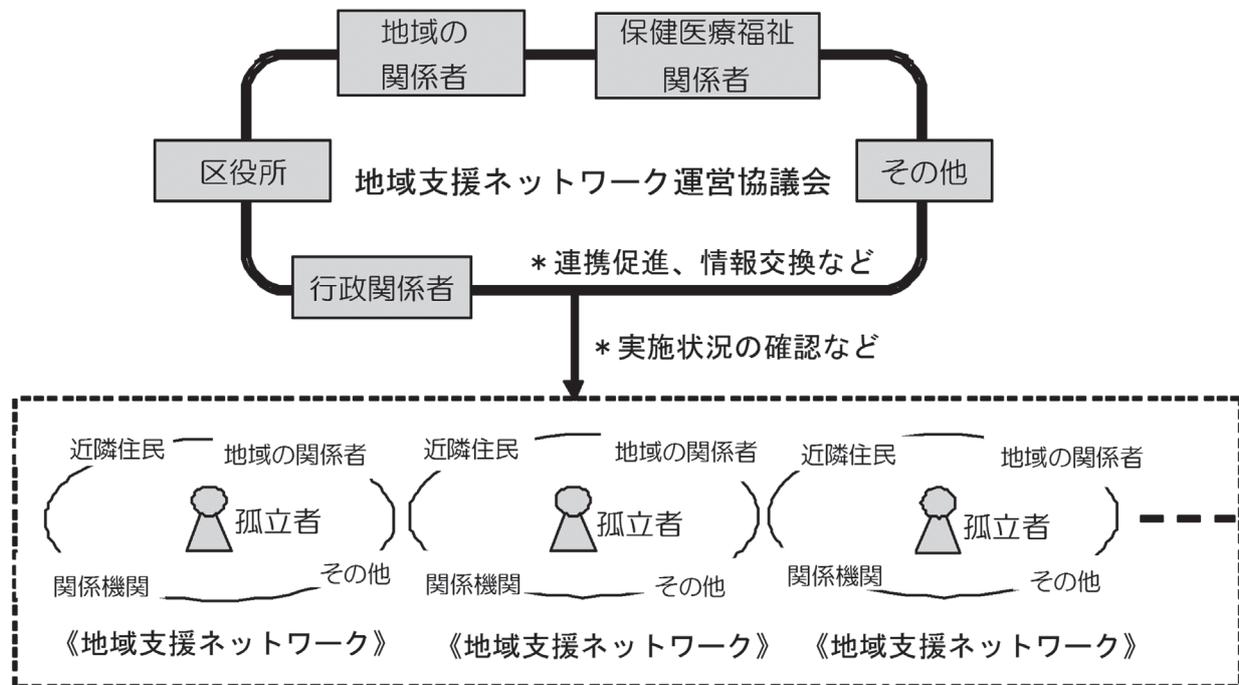
平成26年9月から新たに高齢者見守り協力事業者の登録という簡便な手続きを導入することによって、より多くの民間事業者にひとり暮らし高齢者の見守り活動に参加していただき、高齢者の孤立防止活動の幅を広げていきます。



4) 地域で見守り・支えあうためのネットワークづくりを行います。

各区の地域ケア会議や地域支援ネットワーク運営協議会を活用し、地域での見守り活動に携わる団体等が集い、情報を共有することにより、「高齢者の孤立防止事業」の効果高め、地域の支援ネットワークをより強固なものにしていきます。

<高齢者の孤立死防止事業（概念図）>



5) 大規模団地における見守り体制を充実させ、孤立の防止や生活の困りごとを抱える世帯への支援を行います。

少子高齢化が著しく進行し支援が必要であるにも関わらず孤立する世帯が増加している大規模団地や地域において、「大規模団地等における孤立防止推進事業」により、いきいき支援センターをはじめとした関係機関・団体、企業などと連携して実施することで、孤立の防止や生活の困りごとを抱えている世帯への支援を図ります。

また、名古屋市内の市営住宅では、「市営住宅ふれあい創出事業」により、75歳以上の単身世帯、夫婦世帯等を対象として巡回員が定期的に電話連絡や戸別訪問を実施し、安否確認や簡易な生活相談等の支援を行います。いきいき支援センター、地域住民と連携・協働しながら一体的に取り組みます。

★事例 実態調査の結果からみえた課題を解決するための買い物支援などの取り組み

守山区の瀬古学区では、高齢者の外出に関する実態調査の結果から、近くにスーパーがなく、買い物に困る地域住民が多いという課題がありました。これを踏まえ、守山区社協では、大規模団地等における孤立防止推進事業の一環として、デイサービスの車両の空き時間を活用した買い物支援事業「おでかけ安心バス」を実施しました。

受け入れ先のアピタ新守山店との連携を始め、運転・介助ボランティアを養成するとともに、近隣企業に対し、協賛金及び賛助会費など事業資金獲得のためアプローチを行いました。

また、これまでUR瀬古団地で開催されていた団地自治会主催の集まりを、孤立防止を目的とした誰でも参加できる週1回の「モーニングカフェ」に拡充するとともに、UR瀬古団地の住民を中心とした買い物支援のため、一般社団法人ボンマルシェ de ファーム、特定非営利活動法人ふれあいサロンさん・さんガーデン、生活協同組合コープあいち(参入順)による移動販売業者を誘致しました。

これにより、モーニングカフェのみでは来づらい方が足を運ぶ機会となり、孤立防止とともに日常の買い物支援として効果を果たしています。



■方策② 困ったときに支えあい助けあえる地域づくり

方策の概要

日常のごみ出しや電球の交換、衣類の入れ替えなど日常のちょっとした困りごとをご近所に相談でき、困ったときに支えあい、助け合える地域の“つながり”を醸成し、災害時等いざというときに備えます。

期待される主体別の取り組み

市民、地域活動団体、社会福祉法人、商店・事業所・企業・大学等

- ・ご近所にちょっとした困りごとを抱えている人がいたら、「お互い様」の気持ちで助けあいましょう。
- ・地域ぐるみの防災体制を目指して、平常時から支えあいの一員として活動しましょう。
- ・建物の耐震化や家具の固定を進めましょう。

市	社会福祉協議会
<ul style="list-style-type: none"> ・生活支援のための仕組みづくりを進めます。 ・災害発生時に地域で支えあうための仕組みづくりを推進します。 ・防災に関する啓発活動を推進します。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害発生時に災害ボランティアセンターを設置します。 ・災害発生時の避難生活のための環境整備に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害発生時に災害ボランティアセンターを運営し、ボランティア活動を支援します。
<p>< 主な関連施策や事業等 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域力の再生による生活支援推進事業（地域支えあい事業） ・助け合いの仕組みづくり ・災害ボランティアコーディネーター養成講座 ・福祉避難所の指定 等 	<p>< 主な関連施策や事業等 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域力の再生による生活支援推進事業（地域支えあい事業）（実施の受託） ・災害時のボランティア活動支援 ・コミュニティワーカーとしての地域支援 等

※ < 主な関連施策や事業等 > は、平成 27 年 3 月時点の内容です。

●住民同士が支えあう地域づくり

問題意識

住民のつながりを活かした支えあいの仕組みづくりが必要

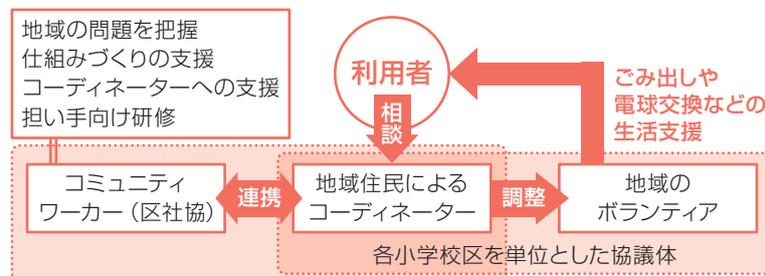
具体的な取り組み

1) 住民の困りごとや生活のしづらさなどを住民が把握し、生活支援に結びつけるための仕組みづくりを進めます。

住民の生活の困りごとや生活のしづらさを住民が発見・把握し、住民同士が共有する場づくりを行うとともに、住民が相互に助けあいながら、ボランティア、NPO、専門職などと連携して、解決に向けた取り組みが行えるよう、コミュニティワーク等による専門的な支援を充実させます。

また、現在12区44小学校区で実施している「地域力の再生による生活支援推進事業（地域支えあい事業）」の実施学区を拡大していきます。

地域力の再生による生活支援推進事業（地域支えあい事業）の概要



★事例 地域力の再生による生活支援推進事業（地域支えあい事業）の取り組み

中村区八社学区では、個別支援のボランティア活動をする「サポートしえん隊」を結成し、学区内の住民から寄せられる個別の困りごとへの支援を中心に取り組んでいます。

隊長を中心に、主な活動のメンバーは10名程度ですが、町内役員や民生委員といった学区の役職者の方ではなく、サポートしえん隊の活動の趣旨を掲載した「隊員募集チラシ」を見て、その内容に賛同してくださった学区内の住民の方々です。

毎月1回、作戦会議を開催して、情報共有や情報交換を和気あいあいと行いながら、住民からの困りごと

には「できることは、できる人が、できる範囲でやる」をモットーに活動しています。重たい物の移動やごみ出し・電灯や換気扇の交換・買い物のお同行など、繰り返し依頼いただく方もいて、少しずつ活動が浸透してきている実感があります。



● 平常時から備える災害への取り組み

問題意識

命を守るための助けあいの仕組みづくりが必要

具体的な取り組み

1) 「助け合いの仕組みづくり」の取り組みを支援します。

災害発生時に助けあうための仕組みを自治会(町内会など)などの地域ぐるみで構築する取り組みを平常時から進めていきます。この取り組みは、地域住民自らが支援を必要とする人を把握し、さらにより一人ひとりの実態に応じた支援が可能となるように、支援を必要とする人に誰がどのように支援をするかといった個別支援計画を作成し、災害発生時に住民相互による助け合いが円滑に行われるための仕組みづくりです。この取り組みの実施地域の拡大を進めるとともに、積極的に支援していきます。

また、避難行動要支援者名簿の作成を進め、適切に提供することにより、「助け合いの仕組みづくり」の活動を支援します。

■ 避難行動要支援者名簿

災害が発生した場合等に自分で避難できない人を把握するための市町村が作成する基礎的な名簿です。この名簿は、健康福祉局がその保有する各施策の対象者情報や受給者情報を活用して作成し、必要な都度最新の情報に更新します。この名簿は、「助け合いの仕組みづくり」の活動を支援する役割を担うとともに、災害発生時には、民生委員・児童委員さらに地域住民等の協力を得ながら行う区役所の安否確認等に活用されます。

なお、これらの取り組みの基礎には、日常的な地域のつながりや必要な支援を届ける仕組みなどの地域福祉の推進が不可欠です。災害発生時の助けあいへとつながる地域福祉の推進も併せて総合的に図ります。

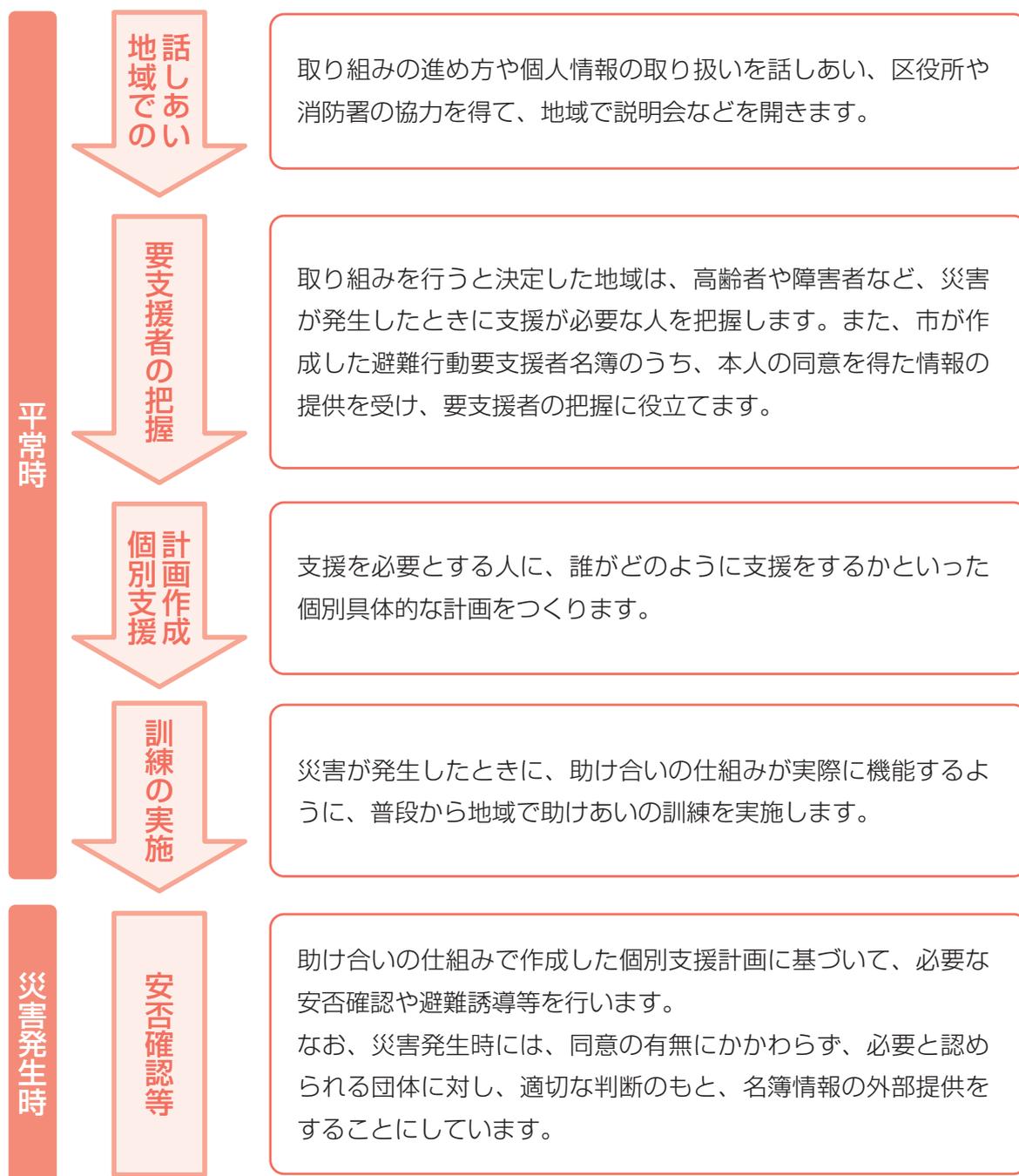
★ 事例 「ひごろ」も「いざ」も総ぐるみ

名東区では、「めいとう総合見守り支援事業」を展開し、民生委員や地域福祉推進協議会による見守り活動などと「助け合いの仕組みづくり」との連携を図り、個人情報保護の観点を考慮しながら、支援を必要とする人の情報の共有化を進めています。この取り組みは、多様な主体による平常時からの見守り支援を進めるとともに、災害時のための個別支援計

画の作成やその計画に基づく防災訓練を併せて促進する仕組みとなっています。

こうした複数の活動を効果的に連動させて行う取り組みは、西区の「も～やっこ・支えあい・ねっとわーく」や熱田区の「地域での支え合いネットワーク」においても進められています。

助け合いの仕組みづくりの概要



2) 災害ボランティアの円滑な受け入れと効果的な活動を促進するための体制づくりを行います。

災害発生時には、消防団や自主防災組織などの地域住民の活動に加え、ボランティアやNPOの協力が不可欠です。市内の被害状況が甚大で、必要と判断された場合に設置する市・区災害ボランティアセンターについて、適切な設置運営の方法を検討し、実効性を確保するため、ボランティア、市（区役所）・区社協の三者合同の訓練・研修を行います。

★事例 災害ボランティアセンター設置運営研修

大規模災害が発生した際に設置される「災害ボランティアセンター」は、市が設置し、市・区社協、災害ボランティア及び災害救援NPOの協力を受けて運営を行うことになっています。なごや防災ボラネット・社協・市の主催による「防災ボランティアセンター設置・運営合同研修」は、その災害ボランティアセンターの設置・運営に関わる3者が年に1回同じテーブルにつくことで、顔の

見える関係づくりをし、情報共有・検討をすることをねらいとしています。



多くの災害ボランティアが参加

3) 防災に関する訓練、研修や啓発において、福祉的な配慮を必要とする人への視点をもって対応します。

地域には、高齢者、障害者、乳幼児等様々な福祉的な配慮を必要とする人がおり、こうした配慮をあらかじめ想定した防災に関する訓練、研修や啓発が重要です。市が行う通常の消防訓練や防災の研修等に、福祉的な配慮を必要とする人への対応という視点をもって対応します。

★事例 福祉的な配慮を取り入れた防災訓練

中村区では知的障害者の防災意識の向上のために、毎年、総合防災訓練に手をつなぐ育成会を招いて訓練を体験していただいています。

今年度は、避難所の運営を円滑に行うことを目的として、避難所管理者・知的障害者双方の理解の向上のために、同会の参加のもと、避難所運営訓練を実施しました。

訓練内容として、避難所開設時を想定した、主に避難者の受け付けと福祉避難スペースへの案内を行いました。避難所管理者は、障害者への福祉的な配慮が必要なことを学び、知的障害者は受付やニーズ調査をする中で、運営側と意思疎通を図ることを理解していただきました。

●避難生活における福祉的な配慮

問題意識

避難生活での二次災害を防ぐための対応が必要

具体的な取り組み

1) 福祉的な配慮に対応した避難所環境の整備を進めます。

福祉避難スペースや福祉避難所などの避難所環境の確保を進めるとともに、避難や健康に関する課題から個別の福祉課題へと変化するニーズ（需要）を的確に把握するための仕組みづくりを進めます。避難所の運営を円滑に行うために市と地域が協力のうえ作成している避難所運営マニュアルに従い、専任の担当者を設置した上で、福祉的な配慮が必要な人の状況とニーズ（需要）を把握し、必要な支援に結び付けるための対応を行います。また、精神的な障害や内部障害を抱えている人への対応が適切に行われるよう配慮するなど、避難所運営マニュアルに基づく避難所開設・運営訓練等の実施を進めます。さらに、医療を必要とする避難者等への対応のため、（一社）名古屋市医師会などの協力により、医療救護所の設置を予定しています。

■ 福祉避難スペース、福祉避難所、医療救護所

福祉避難スペースは、避難所の中に、福祉的な配慮が必要な人のための場所を確保することにより設置する避難場所をいいます。

福祉避難所は、福祉避難スペースでは、避難生活が困難な人を避難させる二次的な避難所のことをいいます。引き続き社会福祉施設等における福祉避難所の指定を進めていきます。（平成26年7月1日現在、市内に94か所）

医療救護所は、傷病者に医療を提供したり、病院への搬送が必要な人を判別する場所です。必要に応じて避難所等に設置されるほか、震度5強以上の地震災害においては、名古屋市と協定を締結している（一社）名古屋市医師会により、各市立中学校に医療救護所が開設されます。

2) 在宅避難を支援する仕組みづくりの検討を進めます。

高齢者や障害者などの福祉的な配慮が必要となる人にとっては、環境の変化が大変な負担になることもあり、ときには避難所へ避難せずに住み慣れた自宅での生活を続けるための支援が必要となります。在宅避難における在宅へのアウトリーチ（訪問支援）を行うための連携・協働体制の構築を検討します。